

千葉県アマチュアゴルフ協会会則

第1章 総則

(名称)

- 第1条 本会は千葉県アマチュアゴルフ協会（以下協会）という
2 協会の略称をC・A・G・Aという

(事務所)

- 第2条 協会は事務所を千葉市内に置き、必要に応じて支部を置くことができる

(目的)

- 第3条 協会は千葉県内アマチュアゴルファーの技術とマナーの向上、並びに健全なるスポーツ精神の高揚に努め、もって千葉県ゴルフ界の振興発展に寄与すると共に、会員相互の親睦を図ることを目的とする

(事業)

- 第4条 協会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う
- (1) アマチュアゴルフ競技会に関する行事の実施
 - (2) 県民に対する健全なゴルフの啓蒙と会員相互の交流・親睦に関する事業
 - (3) ゴルフに関し、諸官庁・諸団体との連絡・折衝
 - (4) 運営上必要と認めた分科委員会の設置
 - (5) その他、協会の目的達成のために必要な事業

第2章 会員

(会員資格)

- 第5条 会員は協会の目的に賛同して入会した千葉県に在住又は在勤するアマチュアゴルファーとする（他県ゴルフ競技団体に所属しない者）

(入会手続)

- 第6条 協会に入会を希望する者は、所定の申込手続により入会することができる

(入会金)

- 第7条 会員として入会を認められたものは、総会（理事会）が定める入会金を納付しなければならない

(年会費)

- 第8条 会員は総会（理事会）の定める年会費を負担しなければならない
2 年会費を3年間未納した場合、4年目からは退会したものとする

(納付金の不返還)

- 第9条 一旦納入した入会金及び会費は、いかなる場合でも返還しない

(退会)

- 第10条 会員は、解散・死亡・退会または、除名により協会を退会する

(除名)

- 第11条 会長は会員が協会の会員として不適当と認められるに至ったときは、理事会の議決により会員資格を取り消すことができる
2 前項の規定により、会員を除名しようとする場合には、その会員に弁明の機会を与えなければならない

第3章 役員

(役員の数、種類)

第12条 協会の役員は次の通りとする

- (1) 理事20名以上100名以内
- (2) 監事2名以内

2 会長1名、副会長若干名、理事長1名、常務理事若干名とする

(役員選出方法)

第13条 理事及び監事は総会（理事会）において選任する

- 2 会長・副会長・理事長・常務理事・監事は、理事会において理事のうちから選任する

(役員の職務)

第14条 会長は協会を代表し、会務を統括する

- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、予め会長の指名した順序に従い、その職務を代行する
- 3 理事長は会長、副会長を補佐して会務を掌理する
- 4 常務理事は理事長を補佐して会務を審理処理する
- 5 理事は理事会を組織して、総会の決議に従い、協会の会務を協議執行する
- 6 監事は協会の財産状況、並びに理事の業務執行状況を監査する
- 7 監事は理事会に出席して意見を述べることができる

(任期)

第15条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない

- 2 補欠又は増員のために選任された役員任期は、前項の規定にかかわらず、その期の残余期間とする
- 3 役員はその任期が終了した後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする

(顧問・参与)

第16条 協会に顧問・参与を置く

- 2 顧問・参与は理事会の推薦により会長が委嘱し、会長の諮問に応ずる

第4章 会議

(種別)

第17条 会議は臨時会員総会、通常総会及び理事会、常務理事会とする

- 2 会長が必要と認めたとき、又は会員の3分の1以上の請求があるときは、臨時会員総会、理事会を開催する
- 3 通常総会は理事をもって構成する
- 4 通常総会の議決事項は(財)千葉県体育協会並びに会員に対して報告しなければならない

(定足数及び決定方法)

第18条 通常総会は出席理事により成立し、会議の議事は出席理事の過半数を持って決し、可否同数の時は、議長の決するところによる

(議決事項)

第 19 条 通常総会はこの会則に定めるものの他、次の事項を議決する

- (1) 事業報告及び収支決算
- (2) 事業計画及び収支予算
- (3) 会則の変更
- (4) その他、協会の運営に関する重要な事項

(招 集)

第 20 条 会議は会長が招集する

(議 長)

第 21 条 会議の議長は出席理事に計り理事長がこれに当たる

(議事録)

第 22 条 会議の議事について議事録を作成し、これを保存しなければならない

第5章 資産及び会計

(資産の構成)

第 23 条 協会の資産は、入会金・会費・寄付金・事業収入及びその他の収入からなる

(資産の管理)

第 24 条 協会の資産は理事会の議決に基づいて会長が管理する

(経費の支弁)

第 25 条 協会の経費は資産をもって支弁する

(会計年度)

第 26 条 協会の会計年度は、毎年 1 月 1 日に始まり 1 2 月 3 1 日に終わる

第6章 事務局

第 27 条 協会の事務処理をするため事務局を設け、事務局長、その他の職員を置くことができる

- 2 事務局の職員は会長がこれを任免する

(付 則)

第 28 条 本会則に定めのない事項は、理事会において定める

- 2 本会則の改廃・変更は理事会において行う

昭和 51 年	8 月 11 日	制定
昭和 55 年	1 月 30 日	改定
平成 8 年	1 月 17 日	改定
平成 14 年	1 月 29 日	改定
平成 16 年	10 月 14 日	改定
平成 18 年	12 月 12 日	改定
平成 21 年	1 月 20 日	改定
平成 27 年	1 月 14 日	改定